

静岡市法定外公共物（河川）土地活用事業実施要綱に基づく
民間活用等推進区域の指定等について

静 岡 市 長

静岡市法定外公共物（河川）土地活用事業実施要綱第3条第1項及び第2項の規定に基づき、土地活用事業に使用することができる法定外公共物（河川）の土地の区域（以下、「民間活用等推進区域」という。）を指定するとともに、民間活用等推進区域における土地活用事業に使用するための土地の占用の方針（以下、「土地活用方針」という。）を定める。

1 民間活用等推進区域

（1）指定範囲

次に掲げる法定外公共物（河川）の別図に示す区域

- ①桜藪川（瀬名）調整池
- ②東静岡1号調整池
- ③東静岡2号調整池
- ④上原池
- ⑤能島調整池
- ⑥押切南調整池
- ⑦大内新田調整池

（2）指定年月日

令和6年10月22日

2 土地活用事業に使用するための土地の占用の方針

（1）民間活用等推進区域において土地の占用の許可を受けることができる使用方法

- ①広場、スポーツ施設、店舗、駐車場、太陽光発電、その他民間事業者等による多様な利用の促進のために使用する施設
- ②次に掲げる使用方法に該当しないもの
 - ア 政治的又は宗教的活動
 - イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - エ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動

(2) 法定外公共物（河川）の治水上の機能に応じて管理者が指定する条件

（審査基準エ関連）

設置する占用工作物が治水上の機能を阻害する場合、気象庁が洪水警報又は大雨警報を発表してから3時間以内に撤去完了が可能な作業体制が確保されていること

(3) その他の許可の方針

（審査基準キ関連）

次に掲げる法定外公共物（河川） 占用工作物は貯留機能を有しており、審査基準エからカに掲げる事項のほか、貯留可能容量に余裕があり占用工作物を設置しても必要貯留量を阻害しない場合には、治水上の機能に支障がないものと判断する。

①桜藪川（瀬名）調整池

必要貯留量 4,000 m³、現在の貯留量 4,000 m³、余裕貯留量 0 m³

②東静岡 1 号調整池

必要貯留量 3,940 m³、現在の貯留量 3,980 m³、余裕貯留量 40 m³

③東静岡 2 号調整池

必要貯留量 3,469 m³、現在の貯留量 3,491 m³、余裕貯留量 22 m³

④上原池

必要貯留量 17,500 m³、現在の貯留量 17,500 m³、余裕貯留量 0 m³

⑤能島調整池

必要貯留量 13,700 m³、現在の貯留量 13,700 m³、余裕貯留量 0 m³

⑥押切南調整池

必要貯留量 59,682 m³、現在の貯留量 59,682 m³、余裕貯留量 0 m³

⑦大内新田調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

（工作物の設置に係る施工方法）

使用方法を施設管理者（葵区・駿河区：河川課、清水区：土木事務所）に提示し、施工方法について協議すること。